平成２１年（フ）第１５０７号
神戸市兵庫区塚本通５丁目２番18―504号
債務者　石木　晴美
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１５６０号
神戸市中央区旗塚通３丁目３番12号、従前の住所神戸市灘区原田通２丁目４番７号
債務者　中坂　哲也
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第５３４号
名古屋市北区清水５丁目13番１号　名探黒川マンション７―Ｄ号
債務者　村上　優子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２９７号
神奈川県横須賀市根岸町４丁目１番１号　ジュネス初声105
債務者　中川美知子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２９９号
神奈川県横須賀市山科台２番３号
債務者　中嶋奈緒子（旧姓大谷）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３０１号
神奈川県横須賀市田浦町３丁目67番地　コーポモレシャン203
債務者　漢那えり子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第３０７号
神奈川県横須賀市森崎３丁目４番M―51号
債務者　閏間　優子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月28日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２１年（フ）第２０５号
宮城県石巻市新栄１丁目８番地16
債務者　川田佐知子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月29日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第１８５８号
名古屋市中川区荒子２丁目107番地の１
債務者　來間　　香
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１８５９号
名古屋市中川区荒子２丁目107番地の１
債務者　來間　雅史
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２００号
宮城県石巻市南中里３丁目２番16号
債務者　佐々木洋一（旧姓雁金）
1　決定年月日時　平成21年11月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月３日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

平成２１年（フ）第６４１号
和歌山市手平出島102番地　コーポホワイト南出島Ｃ棟Ｃ号
債務者　木下　高秀（旧姓眞砂）
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６５０号
和歌山市西浜1262番地の18
債務者　保田　有希
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６５７号
和歌山市大谷229番地の１
債務者　山本三枝子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第６７３号
和歌山市江南62番地
債務者　芝本裕加里
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２１年（フ）第２１１号
香川県善通寺市生野町836番地３
債務者　西川　恵子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２１年（フ）第５４４号
北海道北斗市谷好３丁目13番27号
債務者　高清水　勇
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
函館地方裁判所

平成２１年（フ）第５４９号
函館市日乃出町22番２―403号
債務者　佐川　京子
1　決定年月日時　平成21年11月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月８日まで
函館地方裁判所